

3. 意見の概要と見解について

○「富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件」に関連する意見

意見の概要 (自然公園法関連)	意見数	見解
<特例の設定に反対>		
○八丈島は、ほぼ全域が自然公園法にもとづく富士箱根伊豆国立公園内にあり、水海山は同法第三種特別地域に指定されている。自然公園法は環境大臣の許可が必要な事業が列挙されているが、それらの事業にしても、あくまでも法目的から外れたものであってはならず、基本的に廃棄物処分場などの建設は想定されていない。	731	○国立公園内においては、自然公園法施行規則第11条第21項第4号により、廃棄物処分場の設置は認めておりません。 ○しかしながら、一般廃棄物の処理は市町村が行うべきものとされていることから、一般廃棄物の処理施設にあっては、当該市町村の区域の大半が国立・国定公園区域に含まれるなどにより、公園区域外において処理施設を設置することが著しく不合理な場合においては、その設置について検討するものとしています。
○国立公園第3種特別地域である八丈島末吉地区は、今回の計画によって、優れた自然の風景地を損壊し、その利用を阻み、国民の保健に害する物質を撒き、休養の場を減らし、悪しき「教化」を示す反面教師の役割をなすものである。自然公園法施行規則第11条第21項第4号「廃棄物の埋立てによるものでないこと」の規定こそ尊重されるべきである。	1	○八丈島においては、集落地や農地などを除いた地域がほぼ国立公園特別地域に指定されており、特別地域以外において処理施設を設置することが著しく困難であることから、同規則第11条第21項第4号の許可基準を緩和し、一般廃棄物処分場の設置を認めることとしたものです。
○一組議会の決定に係らず、環境大臣がその職分を全うし、国立公園の景観と環境を保護し、この景観と自然を汚染事業から守るよう強く求めるものである。	1	
<選定位置を変更すべき(この位置に反対)>		
○最終処分場は必要と考えています。しかし、八丈島は小さな島です。ライフラインが途絶えた時、一番大事な物は水だと思います。その水を守りたいだけです。規模を縮小した施設を別の場所に建設する事を進めて欲しいと思います。	1	○特例を設けることは、処分場の建設を認めることではなく、建設のためには別途告示後に許可申請が必要です。この審査に当たっては、自然公園法施行規則等に定められる基準により、自然公園法の観点から自然環境への影響も含め審査を行います。
○ぜひ三原山山系ではなく、最終処分場	1	○特例が設けられた場合、告示後に行

を八丈富士山系の低い位置に規模を縮小しての計画変更をしていただけないでしょうか？		られる許可申請に際し、処分場の位置について、自然公園法の観点から適切な位置であるか、確認することになります。
○八丈島にゴミ処分場の必要性はある程度認められるが、水海山に設置することは地下水に対する悪影響のリスクが高すぎるため、適切ではない。規模を縮小し、新たな候補地を探すべき。	1	○特例の区域の変更については、中之郷から末吉地区への変更同様、事業内容の変更があり、事業者や町の申し出があれば、改めて検討することになります。 ○処分場の選定位置の見直しについては、意見があったことを事業者に伝えます。 ○なお、地下水の汚染を理由にした位置見直しについては、別途の見解の通り、自然公園法の対象外となります。
<候補地の自然環境を守るべき（この位置に反対）>		
○水海山はかつて開拓が行われた歴史がありますが、現在では二次林が発達した豊かな森を形成し、多くの動植物が生育する八丈島の典型的な自然環境を保持している場所です。また、その名に示されたように、島内でも有数の多雨地帯で、まさに島の取水口といえるかけがえのない場所です。	1	○特例について検討するに当たり、事業者等から入手した情報により、風致景観への影響について、概略検討していますが、詳細は、特例が設けられた場合の告示後になされるであろう許可申請の段階で、事業内容の詳細を踏まえ、自然環境への影響も審査します。 ○許可申請に当たっては、通常、規模の大きな事業の場合は事業者が自然環境等に関する書類の提出を求めており、この書類により、植生や重要な動植物も含めた風致景観への影響を判断することになります。
○貴重な動植物の生息地であり、処理場建設に係る森林伐採は生息に悪影響を与える	1	○また、特例が設けられた場合の許可申請においては、重要な動植物への配慮や樹木の伐採等が抑えられる工事になるよう、事業者に対し指導することになります。
○当該地域は、八丈島の原生的な森林が再生されている場所との研究者の指摘がある。そのような場所に処分場を建設することは、自然環境や観光面からもマイナスである。	1	○なお、地下水の汚染については、別途の見解の通り、自然公園法の対象外となります。
○処理場建設によって、土壌及び景観の観点から、「修景等の措置によりその周辺の風致に著しい支障を及ぼすことのないとき」を大きく逸脱すると考えられる。	1	
<自然公園法の意義について>		
○「わが国を代表する自然風景地の保護を」目的とする国立公園と、最終処分場	1	○国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を

とは基本的に相対立するものであり、しかも、島民の多くが反対しているという事実からも、環境省は自然公園法の理念を遵守し、最終処分場は断固排除すべきである。		<p>図り、国民の保健、休養及び教化に役立てようとするものです。</p> <p>○一方で、国立公園の指定は、土地の管理権を有することを要件としない、地域性の公園であり、多くの民有地を含むものとなっていることから、関係者との十分な調整が必要となります。</p> <p>○八丈島においては、集落地を除いてほぼ全域が国立公園に指定されており、公園の保護と利用が住民の生活に及ぼす影響が大きく、関係者との十分な調整が必要な地域と考えています。</p> <p>○このため、上記の理由から特例を設けることを検討しています。</p>
○環境省は自然環境の保全を第一義とする役所であり、地方自治体に対して自らの優先的価値を主張するべきである。	1	
○一度、破壊したものは、もとはに戻りません。その重大さをもっと真剣に考えて欲しいと思います。国立公園の存在意味そのものを揺るがす内容ではないでしょうか。	1	
○環境大臣は環境省の廃棄物担当部局の誤った環境政策に抵抗して、自然公園を守るべき義務がある。	10	
○自然公園法第1条「国民の保健、休養及び教化に資することを目的」とあるように、健康に影響を与える恐れのある処理場建設を認めるような特例はつくられるべきではない。	1	
○自然公園法で保護されるべき水海山を廃棄物処分場建設の為に法を改正するのは、本当におかしいことです。	1	
○環境保護が世界基準になって久しい現代で国立公園内にゴミ処理場建設。またそのために特例を認める。「信じられない話」です。「特例」には大反対です。	1	
○国立公園とは、次世代からその良好な環境・自然を借りているのではないのでしょうか。借りているものをそのままの状態です。その地・公園内に廃棄物最終処分場を建設することは絶対反対です。	1	
○法の目的である風景地保護と、処分場建設は相反するものであるから、環境省は自然公園法の理念を遵守し、最終処分場は断固排除すべきである	1	
○八丈島は離島という環境下で独自の生態系に恵まれ、水が豊富で緑豊かな山野、	1	

数多くの希少動植物の生息地となつてい ると聞く。国立公園は国民の財産であり、 地球規模での環境保全が叫ばれる今日、 更なる保全の拡充にこそ行政は力を尽く して欲しい。		
○日本の離島の自然を守ってください。	1	
○生物多様性条約国会議を担当する環境 省が生物多様性を破壊するような特 例を定めることは、日本の将来にわたっ て禍根を残すものである。	2	
<他地域における処分場容認につながる>		
○国立公園は自然公園法で守られていま す。しかし、特例が告示されることを前 提として八丈島の様に最終処分場の建設 が進められれば、自然公園法は形骸化し、 全国の自然公園は処分場の候補地になり ます。	732	○国立公園内において、自然公園法施 行規則第11条第33項に基づき許可基準 の特例を設け、一般廃棄物の処理施設 を設置しているところは、富士箱根伊 豆国立公園の伊豆大島、新島、箱根、 西海国立公園の生月島、宇久島の5地 区のみです。 ○これらの地区は、離島や当該市町村 の区域の大半が国立公園区域に含まれ るなどにより、公園区域外において処 理施設を設置することが著しく不合理 であることから、許可基準を緩和し、 一般廃棄物処分場の設置を認めること としたものです。 ○国立公園が地域社会と共存していく ためには、必要最低限の行為に限り、 許可基準の特例を設けることは必要と 考えておりますが、その一方でこれら の特例を設けるケースを除けば、国立 公園特別地域においては、産廃も含め、 廃棄物最終処分場の設置を一切認めて いないことをご理解ください。
○今回の告示改正は、国民全体の財産で ある国立公園（の特別保護地区内）に、 廃棄物処分場の建設を可能にするもので あり、国民として決して受け入れられな い。	12	
○自然公園法で廃棄物処分場の建設を禁 止している規定が今回の基準の特例を改 めることによってなし崩し的に空洞化す るおそれがある。	1	
○今回の基準の特例を認めることは、一 般廃棄物処分場が必要なときは国立公園 内のどこにでも設置してよいという立場 の表明に他ならない。	1	
○今回の特例を認めると、八丈島だけ ではなく、島嶼国である日本の島々への影 響が大きく、多様な生態系を破壊する。	2	
○環境省は、いわば「告示」を用いて、 施行規則を無力化することにより、自然 公園法を実質的に改悪している。	10	
○自然公園法を改悪してまで、廃棄物処 分場は、日本の国土には必要ありません。	1	
<特例を設けることは違法である>		
○自然公園法施行規則第11条第20項は、	12	○許可基準の特例は、自然公園法施行

<p>国立公園区域内の土地利用について、「廃棄物を集積し、又は貯蔵するものでないこと」と明文で規定しており、今回、改正しようとしている環境省告示第66号(平成12年10月3日)は、これに特例を設けるもので、告示自体が自然公園法に違反する。</p>		<p>規則第11条第33項にその規定があり、今回は、その規定に適合すると認められることから、許可基準の特例を設けることとしたものです。</p> <p>○環境省は、自然公園法の規定に従って、適切に対応しております。</p>
<p>○自然公園法には、国立公園内の特別保護地域に廃棄物処理施設を建設することを許可する条文はなく、それを可能にするいかなる告示も違法である。</p>	10	
<p>○この告示に関する手続きは、環境大臣とは無関係に、官僚と事業主体との間で進められており、しかも地元民には何ひとつ知らされない仕組みである。</p>	10	
<p>○自然公園法施行規則第11条第20項二号は『廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物という)を集積し、又は貯蔵するものでないこと』と明確に廃棄物処分場の建設を違法としている。</p>	735	<p>○自然公園法施行規則第11条第20項第2号の行為は、物の集積行為であり、今回特例を設け規制する行為は、土地の形状変更です。</p>
<p><国立公園の地種区分について></p>		
<p>○一番強く感じる疑問は、有害なごみが野焼きされてきた土地の隣接地(中之郷)と、保水力低下を招く緑豊かな山の上(末吉)が同じ第三種特別地域になっていることです。国立公園内の特別地域の見直しは5年ごとに行われているようですが、八丈島では国立公園に指定後、見直しは行われたのでしょうか。特別地域を最初に線引きしたときと、今の時代は、行政の課題も大きく変わっています。</p>	1	<p>○八丈島は昭和39年7月7日に富士箱根伊豆国立公園に編入され、特別地域等が指定されました。その後、昭和59年に再検討、平成6年に点検が行われています。</p> <p>○八丈島においては、自然環境をとりまく状況に大きな変化がないことから、特別地域の見直しは行われておりません。</p>
<p>○八丈島には約1割は公園外の地域もあるから、処分場の計画容積からして公園外地域に設置すべき。</p>	1	<p>○八丈島の約1割に当たる国立公園区域外は、ほぼ全域が集落地であり、処理場の設置は困難な状況です。</p> <p>○また、国立公園の約2割を占める普通地域も集落地や農地等の生活と密着した地域です。このため、特例の要件を満たすと考えています。</p>
<p>○この特例を設けた理由(八丈島は、島</p>	1	<p>○八丈島の約9割が国立公園に指定さ</p>

<p>の9割が国立公園区域内に含まれることから、自然公園法施行規則第11条第22項の許可基準をそのまま適用することが自然的、社会的条件から適当でないことから、同法施行規則第11条第33項に基づく許可基準の特例を平成16年10月に中之郷地区で定めた)については納得がいくが、その9割が一律に扱われていることには、疑問を感じる。</p>		<p>れていますが、その内の約2割が普通地域に、約7割が第3種特別地域に指定され、約1割が特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域に指定されています。</p> <p>○八丈島の処理施設の設置は、その内の普通地域と第3種特別地域において設置の可否を検討しており、国立公園区域を一律に扱っていることはありません。</p>
<p><規模の縮小を求める></p>		
<p>○最終処分場は必要と考えています。しかし、八丈島は小さな島です。ライフラインが途絶えた時、一番大事な物は水だと思います。その水を守りたいだけなのです。規模を縮小した施設を別の場所に建設する事を進めて欲しいと思います。(再掲)</p>	<p>1</p>	<p>○特例を設けることは、処分場の建設を認めることではなく、建設のためには別途告示後に許可申請が必要です。この審査に当たっては、自然公園法施行規則等に定められる基準により、自然公園法の観点から自然環境への影響も含め審査を行います。</p>
<p>○ぜひ三原山山系ではなく、最終処分場を八丈富士山系の低い位置に規模を縮小しての計画変更をしていただけないでしょうか？(再掲)</p>	<p>1</p>	<p>○処分場の規模については、特例が設けられた場合、その告示後の許可申請において、自然公園法の観点から適切な規模であるか、確認することになります。</p>
<p>○これから財政難により行政サービスの低下が予測されています。建設費以上に、莫大な維持管理費がかかる処分場は、できるだけ規模を小さくし、私たちはごみの減量を進めていかなければなりません。その意味でも、処分場の規模をできるだけ縮小するよう、お願いします。</p>	<p>1</p>	<p>○なお、地下水の汚染については、別途の見解の通り、自然公園法の範疇外となります。</p> <p>○処分場の規模の見直しについては、意見があったことを事業者に伝えます。</p>
<p>○八丈島にゴミ処分場の必要性はある程度認められるが、水海山に設置することは地下水に対する悪影響のリスクが高すぎるため、適切ではない。規模を縮小し、新たな候補地を探すべき。(再掲)</p>	<p>1</p>	
<p><取付道路の影響について></p>		
<p>○新候補地は前候補地に比べて山間部深くに位置しているため、最終処分場はもちろんのこと、そこにアプローチするための道路整備も必要となり、「修景等の措置」をとっても、「その周辺の風致に</p>	<p>114</p>	<p>○末吉地区に設置する処理施設は、都道から約500m離れており、道路整備も必要となります。</p> <p>○特例を設けた場合、道路整備については、告示後に許可申請が必要です。</p>

著しい支障を及ぼすこと」が十二分に予想される。		この審査において、土地の改変や樹木の伐採が抑えられる工事となるよう事業者に対し、適切に指導していくこととなります。
○処理場のみならず、道路整備も風致に影響を与える恐れがあるから、再検討を要する。	1	
○新候補地は伊豆諸島・八丈島の典型的な照葉樹林に覆われた一帯です。(八丈島で一番の巨樹・水海沢の大スダジイもあります)それを最終処分場にしてしまうのは、国立公園の意義を損ねます。	1	○大スダジイは、最終処分場の取付道路の入口すぐ脇にあります。取付道路設置の範囲外になると聞いております。 ○特例を設けた場合には、許可申請に当たって、大径木の伐採は出来るだけ避けるよう事業者を指導することとします。
<利用への影響>		
○登竜峠展望台に及ぼす騒音の影響が大きいことが予想される。	1	○登竜峠展望台（登竜園地）は、八丈富士を眺める展望地として公園計画に位置づけられた施設として整備しています。 ○特例が設けられ、事業が実施される場合には、許可の条件として低騒音型の機械の利用を条件付けるなど、登竜園地に及ぼす騒音等の影響が、工事中、工事後において出ないように事業者を指導していくこととなります。
<特例設定に事前調査が必要>		
○改正後に特例を適用しようとしている八丈島住吉地区は草原状を呈し、麓から当該予定地に至る山地は樹林に覆われているが、いずれも本来火山堆積物の上に被覆した群落であるため、ひとたび裸地に戻すと崩壊しやすく、樹木の生えにくい荒地となって風致を損なうおそれがあること。	1	○特例を設けることは、処分場の建設を認めることではなく、建設のためには別途告示後に許可申請が必要です。 この審査に当たっては、自然公園法施行規則等に定められる基準により、自然公園法の観点から自然環境への影響も含め審査を行います。 ○特例が設けられた場合、告示後に行われる許可申請に際して、通常、規模の大きな事業については、事業者に対し自然環境調査の報告書の提出を求め、その内容を含め審査を行います。
○八丈島の処分場建設に関しては、一住民として反対する立場にはないが、自然公園法という法律に特例を設けるにあたっては、その該当する個々の土地について、処分場が建設された場合の影響を調査した上で、決定されるものでなくてはならないと考える。	1	本件もそのように審査されるものと考えています。

<p>○八丈島に最終処分場を作るなどは思っていない。むしろ作るべきだと考えています。最終処分場の建設は急務だということもわかります。しかし、しっかりとした調査そして自然環境を考えて建設することが大事であると考えます。是非、見直しそして新たな建設予定地の候補をしっかりと調査した上で執り行っていただきたいです。</p>	1
<p>○個々の土地の自然環境的要因を考慮せずに、形式的に特例改正をするようなことは、あってはならないことだと考える。</p>	1
<p>○最初に候補になっていた中之郷地区と、今回の候補地である末吉地区では、環境的にまったく異なる性質を持つ土地である以上、安易に、区域範囲の変更をするべきではないと考える。</p>	1
<p>○環境調査が十分に行われていない以上、環境省は自然的条件から判断するという法に定められた要件を満たす材料がないのですから、特例を出すのは明確に違法です。</p>	1
<p>○地質について、行為地の地質は、水を通しやすく崩れやすい火山灰層で出来ているという指摘。</p>	1
<p>○自然公園法第3条第2項に鑑み、特例に掲げられた「風致の維持」には当然、「生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保」が含まれると考えられる。それらの確保に本件処分場が影響を与えないことを証明する環境影響評価がなされないまま、特例をもうけることは、国の責務を果たしているとは言い難い。</p>	1
<p>○自然公園法の立法趣旨は、自然公園を人為的・恣意的開発から極力保護することであり、そのために最大限の努力が払われているかどうか、許可の判断基準となるべきである。本件においては、水質の保全の基礎調査もなされておらず、</p>	1

水海山の陥没地形や不安定崩積土の中での修景計画について明示された資料がないことから、そのような努力がなされているとはいえない。		
<公聴会の開催>		
○今回のパブリック・コメントは一定の意義を持つものの、規定改定のセレモニーに過ぎないのではないかと批判も強いいため、本件についての公聴会の開催を要請する。	1	○自然公園法には特に規定も無く、同様な他法令の事例もないことから、公聴会の開催等は考えておりません。
意見の概要 (水源地・地下水汚染関連)	意見数	見解
○八丈島に廃棄物処分場ができれば、自然環境のみならず生活環境（飲み水など）等への悪影響、修景等の措置によりその周辺に著しい支障を及びすことはまちがない。	1	○国立公園は、優れた自然の風景地を保護するもので、地表に影響が現れない地下水汚染については、自然公園法による規制対象ではありません。 しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法律によって適切に対処されるものと考えています。
○島民の水源に近い水海山に、ごみの最終処分場を作ることに反対です。	1	○処分場の設置に係る水源地汚染の懸念について、意見があったことを事業者及び東京都担当部局に伝えます。
○計画地は島民の約半数が反対の署名をし、その懸念するところは、水源の地下水汚染という、生命に直結する問題です。	1	
○八丈島のもっと低い位置、水源への影響の無い場所、豊富な水源のある三原山系ではない場所への変更が必要です。	1	
○せっかくきれいな八丈島に、最終処分場が作られて残念です。しかも、水源よりも高い場所に作られるので、万が一水に影響が出たら生活が大変ではないでしょうか。	1	
○今回の建設予定地は水源地の上と伺いました。なぜそのような場所に作らなくてはならないのかが、まったく理解できません。今回の計画は白紙に戻してください。	1	
○私たちは、三原山の森に、網の目のように張り巡らされた地下水の恵みによって、この島に生かされています。三原山の深い森が、宝ものなのです。	1	
○八丈島という小さくて貴重な島の山の	1	

上にゴミ処理場ができたとなれば、いくらそれが安全だと言われても安心してその水を飲む気にはなれません。		
○八丈島の水源、人間の頭で言うと脳天の部分をコンクリートで固めることはやめてください。思考能力がなくなります。	1	
○地質学者の方が指摘されていることが1パーセントでも可能性があれば水のことです。仕切りなおしをどうかお願いします。	1	
○私達島民は判断ミスをしたと思います。ぜひ明るい八丈島のため未来のある八丈島のため高い位置の水にさわらないでください。	1	
○八丈島の緑豊かな自然は、人類の文明の原点でもある豊かな「水」を育み、悠久の時を経てその恩恵を島民に与え続けている。この島の水タンクと言うべき供給源は、三原山系である。	1	
○当該予定地は、八丈町の2箇所の水源と同じ分水嶺の西側に位置している上に標高が200メートル程高いこと。 当該予定地と従来の水源との間及び周辺の地質、とくに不透層の規模、位置等が全く明らかにされていないなど、事前調査が不完全であるため、最終処理施設の抽出水が地下に浸透し、現在使用中の水源水に混入する懸念を否定できないこと。	1	
○水質調査、とくに深層水への影響評価がなされていない。	1	
○NEDOの環境影響調査は10数年も過去のもので、場所も異なり、無効である。	1	
○安全で安心な島民の飲み水を確保することを絶対条件として設置場所の選択を行うべき。	1	
○本件処分場は八丈島の高所に建設予定だが、汚染物質が下流域に流れる可能性を環境省はないと言い切れるのか。下流域にわき水や井戸水を利用している住民や水道取水口がないことを環境省は確認	1	○湧水、地下水の挙動について把握はしてありませんが、候補地の近辺、主な下流域の範囲については、住宅、水道水源等はないと聞いています。 なお、いずれにせよ、廃棄物の処理

したのか。		及び清掃に関する法律その他の法律によって適切に対処されるものと考えています。
意見の概要 (事業説明関連)	意見数	見解
○一組は廃棄物最終処分場が自然公園法で違法とされていること等、住民説明会で一切触れず、そうした規制がかかった現状（最終処分場の建設は違法）のまま、一組議会で候補地として決定。環境省もこれを認定し循環型交付金の支出を決定。交付金事業として、測量、調査、基本設計、実施設計となりふり構わず既成事実を積み上げて進めてきた。	731	○事業者の説明不足、事業費等に関するご意見につきましては、許可基準の特例以外の事項についてのご意見でしたので、今回のパブリックコメントの対象外になります。 ○事業実施に係る話し合いや事業の追加説明の要望があったことは、事業者に伝えます。
○今回の告示改正は、東京都の主導でなされたことは間違いない。町民は一切の情報を与えられておらず、そこには何らかの水面下取引があったと考えられる。	10	
○処理施設建設が必要になったのか、十分な説明がなされていない。「廃棄物を埋め立てる」という従来の廃棄物処理法への固執から脱却し、多少の時間はかかっても、住民が納得できる施策を追求して欲しい。	1	
○計画を中止しろというのではありませんが、せつかく大きな犠牲を払う以上、事業が「つくる側」の論理だけで進められず、さまざまな視点から修正を加え、ぎりぎりの妥協点を見出したという「結果」を明確に示す必要があります。	1	
○島民は、処分場の建設それ自体に対して絶対反対ではない。多くの島民の理解が得られる場所を選定し、建設するための話し合いを持つべきである。その結論がでるまで本、特例は認可するべきではない。	1	
○許可された中之郷地区の用地取得が困難であったことは、島嶼町村の人々が、たとえ一部事務組合の決定があったとしても、最終処分場の建設に反対もしくは	1	

意味を見出せなかった状況を示すものであり、用地取得を決定した一部事業組合の意味決定を翻したものであり、この住民意志を無視した許可そのものの取り消しが求められる。	
○中之郷地区での用地取得の困難さは、八丈島全体の住民の意志を代表するものであり、それを住吉地区で用地取得が可能であったとしても、住民の意向を汲むものではないし、住民意志の抹殺ではない。一部改正は撤回すべきである。	1
○計画・調査段階における情報公開が不十分であり、住民が関与する道が閉ざされていた。本件のような一般廃棄物の処理基本計画の策定においては、本来住民参加の十分な議論が必要であり、再度時間をかけて抜本的な見直しが行われるべき。	1
○処分場によって、島の観光資源である景観や風致への悪影響は避けられないうえ、地下水や水源に影響を及ぼすことが危惧され島民の生命にかかわる問題であり、住民参加による再検討を要する。	1
○この地区は「水海山」と呼ばれるように三原山でも特に水の豊かな特別な地区なのである。この地区への建設反対署名は島民の約半数にも及び、将来の飲み水への不安を訴えたにもかかわらず話し合いの場すら持とうとしない行政の対応には怒り心頭の感は否めない。	1
○処分場の必要性、候補地がその場所である必然性がよくわかりません。	1
○施工者である「一部組合」は、最終処理容積を僅か1%削減して49500 m ³ とすることで、東京都のアセスメント条例を回避しており、環境保護意識が極めて希薄である。そのような無責任な事業主体に規定を改定してまで便宜を図る必要はない。	1
○当初の予算は20億円だったのに、住民	1

説明会や意見書の提出などが終わってから、住民に何の説明もないまま、急遽 27 億円に膨れあがった。これは契約違反のようなものであり、詐欺行為である。環境省は毅然と対処すべき。		
○島の多くの住民が反対しているにもかかわらず計画が遂行されることは民主主義に反する。	1	
○島民の半数が反対している本事業を実施することの妥当性について。	1	
○水海山に関しては、自然環境的な見地からみて建設地として適当ではないという意見が一部の専門家からも聞かれ、一住民としては、この土地に処分場を建設することが妥当なのかどうか、判断がつかねる。	1	
○処分場建設自体に反対する気持ちはないが、住民の不安を払拭する、徹底した調査がないままに建設地が決定し、その建設地での建設をすすめるために、形式的に特例改正がなされようとしているのは残念だ。	1	
○水海山に処分場が造られることに、島民の約半数が反対の声を上げたが、そうした声も取り上げずに進めた。	1	
○建設費用計画は、総額27億ともいわれ、工物品目・期間・額どれをとっても一般概念からはかけ離れたものであり、自然破壊の費用も含まれています。	1	
○地盤改良費の7億円を、用地買収に利用したらどうか。	1	
○八丈島の野生生物は、離島という閉鎖生態系の中で独自の発展を遂げたものが多く、それは狭い範囲の微妙な生態系のバランスの上に生存している。当該計画は、この閉鎖生態系の生物バランスを大きく崩すことが当然視されるが、事業者はアセス調査（廃掃法アセスと呼ばれる簡便な調査）で、現地周辺には数多くの絶滅に瀕した野生生物が生息しているこ	10	○事業者の説明不足、事業費等に関するご意見につきましては、許可基準の特例以外の事項についてのご意見でしたので、今回のパブリックコメントの対象外になります。 ○自然環境影響調査結果の秘匿については事実を確認しておりませんが、意見があったことは、事業者に伝えます。

とを確認しながら、「予定地にしかいないような野生生物は確認できなかった」として、調査結果さえ公表していない。		
○ごみの処分場は確かに必要なものだと考えます。しかしながら、当初の計画地、中之郷地区の用地取得が不調になったのなら、その理由を明らかにすべきだと考えますし、現在の予定地、末吉地区に選定された理由は何でしょうか。	1	○中之郷地区においては、土地地権者との用地取得交渉が難航し、最終的に地権者の了解を取り付けることができず、処分場の建設を断念した、と聞いています。 ○末吉地区は、6箇所の候補地について立地特性、法規制、周辺住民の生活環境及び景観等から総合的に評価を行った結果、末吉地区が選定された、と聞いています。 ○今回の意見公募手続きは、平成18年に行政手続法が改正されたことから実施したもので、中ノ郷地区などそれ以前の特例については、告示するに当たり意見等の徴収は行っておりません。
○平成16年10月に中之郷地区を基準の特例を改める地区として定めた際にいったいどのような調査や審査が行われた結果妥当との判断が行われたのかその詳細が不明であるが、このことは今回の末吉地区を選定の対象にした経緯とその理由について十分な説明がなされていない。	1	○今回の意見公募手続きは、平成18年に行政手続法が改正されたことから実施したもので、中ノ郷地区などそれ以前の特例については、告示するに当たり意見等の徴収は行っておりません。
○平成12年に告示66号が成立した背景について、国民は何ひとつ知らされておらず、政府には説明責任がある。また、今回の改正については、環境大臣に説明の義務がある。	10	○今後の特例の告示に当たっては、パブリックコメントを実施します。
○告示66号に、どのような事情で「東京都八丈町中之郷の一部」(第3種特別地域)が記載され、それが今回、どのような事情で「東京都八丈島末吉の一部」となったのか、誰一人知らない。公共事業は透明でクリーンなものでなければならない。	10	
意見の概要 (処分場の構造・安全対策関連)	意見数	見解
○候補地は、高い地点、さらにいえば周囲に点在する水源よりも高緯度にあり、なおかつ水を通しやすい脆弱な地盤上にあり、容易に想定しうる事故が発生した場合の悪影響・弊害は、極めて広範囲にわたる。	1	○処分場の構造や安全性など、許可基準の特例以外の事項についてのご意見でしたので、今回のパブリックコメントの対象外になります。 ○地下水の汚染については、自然公園法による規制対象ではありません。
○地盤強化を行わなければならない場所に処分場を作ること自体が問題である。	1	○汚染物質の流出対策等、処分場の構造や安全性については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法律に
○防水シートのメーカー保証年数は数年	1	

以内であり、安全対策がとられていない。		よって適切に対処されるものと考えています。 ○処分場からの汚染物質の流出等について、懸念する意見があったことを事業者及び東京都担当部局に伝えます。
○六価クロムや三価クロムの析出 火山灰質粘性土にコンクリートで安定化処理を施すと六価クロムや三価クロムが析出することが確認されている。	1	
○環境基本法に違反する。処分場は表面水や地下水、そして土壌汚染をもたらす。	10	
○処分場はダイオキシンや有害重金属、などを排出する。	10	
○想定外の集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れによる災害 地球温暖化の気象への影響は、集中豪雨により埋め立て池が氾濫し、予備の溜め池も氾濫したら焼却灰が氾濫・流出することになり、飲み水への汚染が考えられる。	1	
○想定される過去の事故事例が発生した場合、その影響は最小限でなければならない。すなわちa)できるだけ低い地点b)地盤の強固な地点c)運用面から見て物流が容易などの前提条件があるが、水海山は、そのどれもあてはまらない不適地である。	1	
○人知の及ばない地球地下活動 八丈島でも何時火山活動が始まってもおかしくない。	1	
意見の概要 (廃棄物行政全般)	意見数	見解
○環境を地球規模で考えれば、最終処分場を増やし続けるゴミ処理広域化施策の見直しこそ急務と考えられます。公害の無い自然公園を次世代に引き継ぐのは私たちの責任であり、環境大臣はその先頭に立って自然環境を守らなければなりません。	1	○廃棄物行政全般に関する、許可基準の特例以外の事項についてのご意見でしたので、今回のパブリックコメントの対象外になります。 ○廃棄物処理広域化の見直しについては、環境省及び東京都、町等の関係部局に意見があったことを伝えます。
○島民の意見を尊重し、自然公園法の特例を認める方向ではなく、八丈島の焼却灰島外持ち出しを継続する方向で特例とすべきです。	1	
○次世代に豊かな自然と安全な飲み水を	1	

<p>引き継ぐためには、水源地を汚染する可能性がある廃棄物処理施設を建設するのではなく、廃棄物を分別・減量・資源化するという選択肢も、十分に考慮に値する。</p>	
<p>○現在、八丈島の一般廃棄物は 23 区内で処理されているようですが、現状通り続けることが経済的にも合理的ではないでしょうか。</p>	1
<p>○特例にすべきは、市町村内で一般廃棄物を処理しなければならないと定められた法律の方であるのではないのでしょうか。国立公園内では、廃棄物処分は認められないので、国立公園を含む市町村における廃棄物は、その市町村外で処分しても構わないとする方が、正しい方向性であると思います。</p>	1
<p>○国立公園ではありませんが、市民 52 団体が「産廃連」を結成し、集会・署名活動、行政不服審査法に基づく環境省に対する審査請求、「公害紛争処理制度」など利用しながら、廃棄物全量撤去をめざしている筑紫野市のような例もあります。何より、最終処分場を増やし続けなくてはならない処理広域化施策を今一度見直すことこそ急務と考えられます。</p>	1
<p>○八丈島の住民は、ごみの徹底した排出抑制をするべきです。八丈の国立公園は、八丈の住民だけのものではありません。認めることがないよう切にお願いします。</p>	1
<p>○東京都西多摩地域「東京たま広域資源循環組合」が管理する東京都日の出町の二つの一般廃棄物最終処分場については、その安全性、危険性、危険性について周辺住民による撤廃を求める訴訟が行われている最中であり、同じ管理型最終処分場を整備するとしている八丈島にあっても、その安全性、危険性、危険性が払拭された訳ではない。従って、環境省の許可は暴挙とあって良く、速やかに取り消</p>	1

すべきである。	
○環境省は循環社会推進の国の主要機関である。一般廃棄物の焼却よりは資源化という国民運動も起きている。その流れに棹を指すような一般廃棄物焼却最終処分の許されるものではない。一般廃棄物の焼却場が世界一という汚名を払拭すべき時期では無いのか。	1
○島嶼部においては、従来型の「焼却型」「埋め立て型」の廃棄物処分計画は、これらに依存する限り将来新しい処分場が歯止め無く必要になるのであり、策定すべきでない。	1
○離島には離島なりのゴミ処理方法があるはずであり、八丈島でも資源ゴミの回収が始まり、新しい時代を迎えている。この度の特例づくりは時代に逆行するものであるから、撤回するべきである。	1
○島だからこそ、持続可能な計画が必要であり、高度な再資源化技術を今回のために使うべき	1
○住民の取り組みや回収対象ごみの処分方法の改善により、当初計画時点見積もりより大幅に減量されている点や更に、島という特性を勘案すると管理型の最終処分場は適当ではない。	1
○八丈町行政は、住民の意見を良く聞き、話し合いにより21箇所の候補地の残り19箇所から住民の大多数が納得する最良の選択をするべきである。「ゴミ0」への減量化を推進するべきである。	1
○焼却ゴミの減量とそれに伴う焼却灰の減量化 本年6月6日の町の発表では、4・5月のごみ焼却量が昨年同月比20%減になったという。資源ごみの分別収集だけでこれだけの実績が得られた。これも行政が指導して行われた事業ではなく、民間業者のダンボール回収事業に分別収集を協力しただけに過ぎない。尚、同じ民間業者	1

<p>は、街路樹の伐採枝や廃材、刈り取り草等の堆肥化事業計画が認可され、現在、建設が行われている。これが完成し軌道に乗れば、焼却量の約3割を減らすことが出来ると言われている。資源ごみ分別とあわせると焼却量は、約50%減となり、最終処分灰が半減することになる。これらの経緯を見るにつけ、如何に行政が怠慢であるかが伺える。</p>		
<p>意見の概要 (その他)</p>	<p>意見数</p>	<p>見解</p>
<p>○自然を守ることも重要ですが、木を切ることによってCO2の吸収能力を奪うことも非常に環境に悪影響を及ぼします。</p>	<p>1</p>	<p>○温暖化対策も重要な環境問題ですが、自然公園法の規制の観点にはなっていません。</p>
<p>○なぜか島の方は声を大にして訴えません。安全な場所に最終処分場建設を！小さな島の中のコミュニケーションがくずれるのが怖いのです。こんな悲しいことがあっていいものでしょうか？</p>	<p>1</p>	<p>○許可基準の特例以外の事項についてのご意見でしたので、今回のパブリックコメントの対象外になります。</p>
<p>○最も適当な場所がダメだった以上、前回の轍は踏みたくないとの思いから、買収可能な「町有地」であること、「人の目につかないこと」を最優先に選定し、候補地を水海山に決めています。島の水瓶である三原山の中腹にある水海山は、選択したい場所ではなかったのですが、二度目ということで反対の意思表示ができない状況でした。</p>	<p>1</p>	
<p>○ゴミ焼却場は必要ですが、焼却場を造ってはならない場所の指定こそ最も必要で、優先すべきテーマであるはずで</p>	<p>1</p>	
<p>○東京都の建設環境委員会では、この問題について継続審議中であるのではないか。</p>	<p>1</p>	
<p>○原案の凍結と同時に、住民には直ちに対案の提出を求めるべきである</p>	<p>1</p>	
<p>○地方自治法違反。八丈島のごみの処理に関する権限は、本来、都ではなく八丈島(町民)にある。</p>	<p>10</p>	
<p>○森林法違反。予定地の森林は、地域森</p>	<p>10</p>	

林計画対象民有林の指定を受けていると思われる。		
○道路法違反。予定地には多くの町道が通っている。	10	
意見の概要 (賛成意見)	意見数	見解
○改正賛成です。早い計画実現を望みます。	2	